

## 別表1 建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)評価料金

一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター「建築物省エネルギー性能表示制度評価業務規程」第12条に規定する評価料金は次のとおりとする。

(単位:円、消費税を含む)

評価料金	申請条件		
	単独申請	併願申請①	併願申請②
一戸建ての住宅 新規申請	30,000	25,000	10,000
変更申請	新規申請料金の2分の1の額		

- 併願申請①: 建築確認申請との併願
- 併願申請②: 設計住宅性能評価5-2(一次エネルギー消費等級4、5)、  
低炭素建築物技術的審査との併願
- 併願申請②の適用は、同一の計算で合理的に審査できる申請内容の場合に限ることとする。
- 計画の変更のうち、次の内容を変更する場合は、軽微な変更として取り扱うものとし、審査料金は無料とする。
  - ・依頼者及び代理者の変更の場合
  - ・依頼者及び代理者の住所の変更の場合
  - ・分筆等による地名地番の変更の場合
  - ・評価への適合性が容易に判断できる変更の場合